

## 医療法人設立認可申請に当たっての主な留意点

医療法人設立及び申請書作成に当たっては、次の事項に留意してください。また、今回送付した資料の各申請書様式例に記載されている「(作成上の注意)」等についても御確認をお願いいたします。

- 1 個人経営時の医業未収金等が、抛出等により法人に引き継がれているか。(令和7年8月31日時点の推計額になることに留意すること)
- 2 理事及び監事に、欠格者を含め不相当な者を選出していないか。また、理事1名以上及び監事については、第三者から選出しているか。  
(「医療法人設立認可申請に当たって」の2(3)、(4)、(5)を参照)
- 3 法人運営に当然必要とされる資産が抛出、購入、リース等により調達されているか。
- 4 個人に属すべきものと法人に属すべきものとが混同されていないか。
- 5 申請書中の書類相互間に内容の矛盾はないか。
- 6 土地・建物が賃貸借による場合、次の事項を踏まえた契約となっているか。
  - 契約期間は長期間(おおむね10年以上)とすること。また、法人引継の特約条項を付記すること。
  - 契約書又は覚書における賃借人の名義は、「医療法人社団〇〇会、設立代表者〇〇〇〇」とすること。
  - 建物を賃借する場合、底地(土地)まで賃借しないこと。(付帯する駐車場や駐輪場の用地について、建物の賃貸借契約に含めることは差し支えない。)
  - 土地・建物を設立者等から賃借する場合、その賃料は近隣類似の事例及び取得原価等から算定した賃料の範囲内とすること。
  - 診療所と居宅が同一の建物にある場合、診療所部分だけについての賃貸借契約とすること。(居宅部分は除外すること。)
  - 賃貸借物件の所在地を事務所とする場合、契約書やこれに付随する契約約款、管理規則等により法人登記が禁止されていないこと。(特に、ショッピングセンター等の商業施設においては、法人登記が禁止されている場合があることから、あらかじめ確認すること。)
- 7 リース会社からのリース機器がある場合、法人が賃借人としての地位を継承するための手続きを済ませてあるか。
- 8 実質的な配当がなされるような形態になっていないか。  
(例：医療法人の社員及び役員の子親族等を取締役とするリース会社から、その医療法人が医療機器等のリースを受け、その対価として相場に比べ過大なリース料を支払う等)
- 9 同一営利法人の複数の役員等が医療法人の社員又は役員に多数加わっていないか。